

# 福田中学校 P T A 規約

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、福田中学校PTAという。  
第2条 本会は、事務局を福田中学校内におく。

## 第2章 目的

- 第3条 本会は、会員が生徒の幸福のために一致協力して教育の振興を図り、明るく楽しい学園を建設することを目的とする。

## 第3章 事業

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 生徒の教育上適切な施設拡充の援助
  2. 生徒職員の研究奨励
  3. 校外生活指導と他団体との連絡
  4. 生徒の健康と福祉の増進
  5. 会員相互の研修と親睦
  6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第4章 会員

- 第5条 本会の会員は、福田中学校に在学する生徒の保護者および福田中学校職員とする

## 第5章 役員・部員・委員

- 第6条 本会に次の役員をおく。
1. 会長1名（保護者）
  2. 副会長5名（保護者4、学校長）
  3. 会計監査2名
  4. 書記2名（学校職員）
  5. 会計1名（学校職員）
- 第7条 役員の仕事は次のとおりである。
1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。  
副会長のうち1名は、母親代表とする。
  3. 会計監査は、会計の監査を行う。
  4. 書記は、一般庶務を行う。
  5. 会計は、会計事務を行う。
- 第8条 専門部は、町自治会ごとの会員の互選によって選出し、学年委員は学年の会員が選出する。各クラス2名の学年委員のうち、1名が母親委員となる。
- 第9条 学年委員長は学年委員の互選により選出する。
- 第10条 役員及び専門委員長は、会員の中から選考委員（運営委員）が選出、総会の承認を得る。
- 第11条 役員・部員・委員の任期は、1カ年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第12条 本会に顧問をおくことができる。顧問は運営委員会の議を経て会長が推薦し、諮問に応じて本会の運営を助ける。
1. 磐田市PTA連絡協議会会長の当番年度は同会長の任にあたる。ただし、役員会の議を経て役員経験者等に替えることができる。
  2. 任期は1カ年とする。

## 第6章 機関

- 第13条 本会に次の機関をおく。
1. 総会
  2. 役員会
  3. 運営委員会
  4. 常任委員会
  5. 専門部会
  6. 学年委員会
  7. 母親委員会

- 第14条 総会は年1回行い、必要に応じ会長は臨時総会を開くことができる。  
1. 総会において会務を処理する定足数は、会員の3分の1以上とし、議決は出席数の過半数とする。
- 第15条 総会の機能は次のとおりである。  
1. 規約の制定・変更  
2. 会務報告の承認  
3. 年度事業計画の承認  
4. 予算の議決と決算の承認  
5. 会費の徴収方法の決定  
6. その他重要な事項の決定
- 第16条 役員会は、企画調整機関で、その機能は、次のとおりである。  
1. 重要事業の企画  
2. 規約改正の検討
- 第17条 運営委員会は本会の執行機関で、会長・副会長・専門部長・学年委員長・書記会計によって構成し、その機能は次のとおりである。  
1. 本会常務の執行  
2. 事業原案の企画立案  
3. 総会決定事項の処理  
4. その他緊急事項の処理
- 第18条 常任委員会は、総会に準ずる議決機関であり、運営委員と地区代表の生活部員で構成し、諸事業の企画及び重要案件を協議する。委員長を会長とする。
- 第19条 専門部会は、次の各部会とする。  
文化部 生活部 厚生部 環境部 必要に応じて特別に委員会を設けることができる。
- 第20条 各部の主な任務は、次のとおりである。  
1. 文化部は、広報活動と会員の研修事業を行う。  
2. 生活部は、生徒の日常生活の指導・補導にあたる。  
3. 厚生部は、健康教育に協力し、生徒の福祉増進を図る。  
4. 環境部は、学校施設や環境の充実を図る。  
5. 学年委員会は、学年の教育の振興に協力する。  
6. 母親委員会は、学校の教育の振興に協力する。

## 第7章 会 計

- 第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第22条 本会の経理は次のとおりである。  
1. 本会の経理は、会費・事業収益・寄付金などをもって支弁する。  
2. 会費の額、徴収方法は、総会の議決による。  
3. 会費は、子供の数に関係なく、会員一人当たりの負担とする。  
4. 特別の事情のある会員に対しては、会費を減免することができる。

## 第8章 帳 簿

- 第23条 本会は、次の帳簿を備える。  
会員名簿 会計簿 記録簿 規約綴り簿 文書綴り簿

## 第9章 実施期日

- 第24条 本規約は、昭和53年4月28日より実施する。  
平成元年4月17日改正  
平成8年4月17日改正  
平成9年4月28日改正  
平成18年5月1日改正